

# 郷土芸能実施要項

1. 日 時 11月 10 日（土）

2. 会 場 日本青年館ホール

## 3. 目 的

郷土芸能（郷土で広く行われている芸能）を青年たち自身が継承し、また起こしていく活動を通して、郷土の文化遺産に対する認識を深め、広く継続発展していくよう奨励を図ることを目的とする。

## 4. 演 目

実施する演目内容は、次のとおりとし、それぞれの部に出場することができる。

### (1)実施する内容

郷土にある民俗（民衆の間に伝えられ行われている風習、風俗）に根ざして、一般に歌われあるいは踊られている郷土民謡、郷土舞踊または和太鼓など。

(2)伴奏時の録音テープの使用は認めない。

## 5. チーム編成

出演者数は伴奏者等全員で30人以内とし、チームの編成は同一都道府県以下の単位に居住するもので編成すること。

## 6. 出演時間

(1) 装置や飾りつけなどがある場合でも、飾りつけ及び撤去の時間、出場、退場時間のすべてを含めて 30 分以内とする。

(2) 出演順序は主催者にて定める。

## 7. 参加資格

(1) 本大会の参加資格は、下記の通りとする。ただし、各都道府県選手団役員（団長、副団長、総監督、総務）、監督、熟練を要する伴奏者（お囃子、唄い手、その他の楽器演奏者）・スタッフはこの限りではない。

①1983（昭和58）年4月2日から2003（平成15）年4月1日までに出生した者。

②2018（平成30）年5月1日からひきつづき当該都道府県に居住する者。

③全日制高等学校の生徒は参加対象としない。

④定時制または通信制高等学校、高等専門学校、各種学校の生徒は一般青年として参加できる。

(2) 伴奏者（お囃子、唄い手、その他の楽器演奏者）の年齢には制限はないが、伴奏者以外の舞台出演者（踊り手、その他の登場者）は一般出場者と同一資格のものとする。ただし、唄を主体とした芸能の場合はこの限りではない。

(3) 無資格者が出演したことが発見された時は、チーム全体を失格とする。

(4) 日本青年団協議会正会員または各都道府県の大会窓口からの選出または推薦を受けた者。

(5) 参加者は医師の健康診断を受け、健康であることが証明された者とする。

(6) 国内外で職業競技者（演技者・技術者）としての活動実績を有する者は本大会に参加できない。

## 8. オーバーエイジ枠

参加資格に、オーバーエイジ枠（以下、OA（1983（昭和58）年4月1日より前に出生した者の参加を一部認める））を設ける。OAが参加する場合は一団体につき出演者の3分の1とする。また、児童が担当することになっている役の演者について参加を認めるが、その場合は学校関係の許可を受けること。

## 9. 参加申込

締切期日をすぎた後の申込および変更は一切受け付けない。ただし、以下の場合はその限りではない。

(1) 本人が病気、けがで入院するなど参加不可能の場合、医師の診断書を、10月20日（土）必着で大会本部に提出すれば参加登録は抹消する。なお、病気、けがなどの理由で参加登録抹消者

- が発生し、チーム全員の参加が不可能となった場合は、チーム全員の参加登録を取り消す。
- (2) 団体競技種目で参加登録抹消者（理由に関わらず）が発生した場合、参加者の入れ替えを認める。また、入れ替え登録は10月20日（土）必着で大会本部へ所定の様式にて郵送で申請し、なおかつ種目別監督会議での報告を義務とする。入れ替え後の氏名はプログラムには記載されない。なお、書類に不備がある場合は入替登録を認めない。なお、入れ替え登録した参加者の大会参加費及び大会運営費、保険料は発生しないものとする。

- (3) 申込は別に定める次の所定申込書による。

- ①参加申込書
- ②上演芸能の内容解説書
- ③上演解説書
- ④写真添付用紙

どんな芸能なのか、第三者が見て理解できるような出場芸能の内容を示す写真（サービス判）2枚以上添付すること（なお、写真の裏面には、出場団体名、芸能名、代表者名、代表者連絡先を記入すること）。

## 10. 装置その他

- (1) 装置、あるいは飾りつけは簡素なものとし、必要最小限にとどめること。吊りものに使用できるバトンは1本、提灯等点灯用の電源は1ヶ所のみとし、上演時間内に参加者側で取り付け、取り外しをすること。
- (2) 照明は会場設備で可能な範囲のものとする。
- (3) 用具、衣裳などは平常使用しているものを使用し、新調は避けること。

## 11. 審査要領

- (1) 要項に示した条件のもとに、下記を審査の基本要領として、最優秀賞、優秀賞、努力賞の各賞を選抜する。

古くから伝承されてきた演技、演奏または歌唱の技術を高度に表現し、当該芸能の目的・性格などをよく理解した演出を示したもの、および芸能集団としての統一をよく示し当該芸能の保存とその正しい伝承に意欲的であると認められるもの。

- (2) 特別賞として地域の郷土芸能を青年が真剣にその伝承につとめ、青年団としての取り組みの中で意欲的である団体に、審査員の厳正な審査に基づいて「後藤文夫賞」が一般財団法人日本青年館からおくられる。

## 12. 表彰

- (1) 賞状は優秀なものに最優秀賞1チーム以内、優秀賞1チーム以内、努力賞2チーム以内に授与する。
- (2) メダルは最優秀賞1チーム以内、優秀賞1チーム以内、努力賞2チーム以内の全員に授与する。
- (3) 楯は最優秀1チーム以内、優秀賞1チーム以内に授与する。
- (4) 後藤文夫賞は賞状と副賞を授与する。

## 13. 注意事項

- (1) 原則として出演順序の変更は認めない。
- (3) 出演時間になっても到着しない場合は、棄権とみなすことがある。
- (4) 大会終了後審査会を行い、その後、閉会式（各賞発表、表彰、講評）を行う。出場者全員、必ず出席のこと。
- (5) 会場の日本青年館ホールの広さは、間口19m、奥行14m、高さ9mである。
- (6) 舞台効果を上げるために、舞台上で上演する側と客席側との対話があつて素晴らしいものを産み出すことは言うまでもない。参加チームは全国の仲間からの学びという視点から、他団体チームの上演を鑑賞するよう努めよう。

## 14. 東日本大震災に伴う参加資格の特例について

震災による被害状況及び影響等を考慮し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6県を本特例の適用対象となる被災地域県（以下、「特例対象県」とし、前記参加資格を満たした上で、当該被災地域県からの避難等により、2011（平成23）年3月11日以降移動せざるを得なかった場合、避難前に在住していた県から参加することができる。ただしこの場合、2011（平

成 23) 年 3 月 11 日時点において、当該特例対象県内に居住していた者であることを当該県選手団長が証明する書類を提出することを条件とする。なお、書式については別途指定する。

#### 15. その他

- (1) 基準要項、芸能文化の部要項の定めるところによる。
- (2) 参加者の宿舎は、本部が指定した宿泊施設とする。またその決定は、本部が別途行う。各都道府県や出場チームから直接旅館に申し込むことや指定以外の宿舎に宿泊することは認めない。
- (3) 記載のない内容については主催者で判断する。

